

2020年9月9日

新型コロナウイルス感染症（自然災害）を「人災」「政策災害」にしないための声明

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 菊地 修

新型コロナウイルスの感染拡大は、「今まさに第2波の真ただ中にいる」（8月19日日本感染症学会館田理事長）という深刻な事態となっています。

そもそもウイルス感染症は、生物起源による人命や健康の大規模な棄損なので「自然災害」のひとつとして捉えられます。また「自然災害」は、災害時の対応だけでなく、その後の生活・生業再建をどうしていくか、という対応が重要になります。同時に、社会的弱者や生活困窮者ほど被害は深刻になるため、国や地方自治体の「施策」や「対応」が適切でなければ、「人災」「政策災害」となります。

私たち東日本大震災復旧みやぎ県民センターは、新型コロナウイルス感染症を「自然災害」ととらえ、感染予防の先頭に立ち個々の地域の住民、企業を支えるのは地方自治体であり、国は行財政的な支援を積極的に行うべきと考えます。

感染拡大の第2波は収束の兆しを見せ始めていますが、来るべき第3波に向けて各地方自治体、国は、早急に以下の対策をとることを求めます。

<早急に「公共」の再強化を>

新型コロナ対策でもっとも大きな問題として浮かび上がったのが、PCR検査が受けられないこと、公衆衛生の最前線である保健所の体制が脆弱であること、そして感染症医や医療スタッフに加え、感染症病床・ICU・人工呼吸器・医療用マスク・防護服の不足による「医療崩壊」の恐れでした。

こうした事態は、長年にわたる行財政改革による保健所の統廃合、医療費・医療体制抑制政策による医師・医療スタッフ数抑制と病院の統廃合、医療機器・医療用品の海外への生産シフトというグローバル化によりもたらされたものです。

地方自治体は、早急に公衆衛生の最前線を担う保健所の統廃合を止めて体制を強化するとともに、国による公的病院再編統合政策を撤回し、公的皆保険制度の強化を求めるとともに、国に対して医療機関の経営を安定のための早急な財政支援を要請すべきです。

同時に地域の住民、事業者が生活、生業を維持していくうえでは、医療のみならず介護・保育・学校などの「公共」分野も重要な生活基盤であることが改めて認識されました。地方自治体は、こうした「公共」分野で働く人々や経営を支える役割をはたすとともに、国に対して行財政面からの支援を求めるべきです。

＜惨事便乗型政策の転換を＞

感染防止を本気でやろうとするならば、PCR 検査体制を拡充して陽性者を隔離・保護・治療する体制を整えるとともに、経済的支援と補償、すなわち休業・賃金補償は当然速やかに行われるべき政策です。しかし、実際には個人向け 10 万円給付金、中小企業向け給付金・補助金、雇用調整助成金、各種制度融資や減免措置は、手続きにあたっては煩雑な書類を求めたり、給付に時間がかかるなど、混乱を引き起こしました。同時に、「アベノマスク」が特定企業に発注されたうえ不良品比率が高く回収される事態になったり、中小企業等に最大 200 万円を支給する「持続化給付金事業」や「GoTo トラベル事業」でも特定大企業に運用を発注するなど、惨事便乗型の政策運営を強行しています。

地方自治体は、国に対して惨事便乗型の政策を転換し、休業・補償水準の更なる引き上げや適用基準の引き下げを求めるとともに、今後さらに倒産・廃業・失業が増加が見込まれる状況にあっては、雇用調整助成金、休業支援金・給付金事業、各種減免措置の申請期間延長や生活保護も含めた各種制度申請の柔軟な対応を求めていくべきです。

＜秋・冬の新型コロナ感染対策への早急な対策を＞

今後、秋・冬に向けてインフルエンザの流行も懸念される中で、地方自治体が新型コロナ感染対策のためにも以下の施策を早急を実施することを求めます。

1、PCR 検査を増やし、いつでも誰でも何度でも無料で PCR 検査を受けられる体制を構築すること。

特に、医療・介護・保育・教育に従事する職員への優先検査の体制を構築するとともに、国に対して財政負担を求めること。

2、公衆衛生の最前線の行政機関である保健所の統廃合をやめて、体制強化をはかること。

3、公的病院の再編統合政策を撤回し、医療機関・介護施設の経営安定化のための財政支援を国に求めること。

4、新型コロナウイルス感染症に関する個人、事業者向けの支援制度については、様々な制度が設けられるとともに、各自治体独自の追加支援策も随時設けられていることから、地域住民、事業者へ以下の適切な対応を取ること。

1) 個人向け、事業者向け支援制度が、必要な方に届くよう徹底した周知を行うこと

2) 個人、事業者からの相談窓口においては、丁寧で分かり易い対応を行うこと

3) 個人、事業者からの申請にあたっては、柔軟な対応を行うこと

4) 各制度の申請期限については、延長すること

5、台風等による緊急の避難を想定して、ホテル等を活用し避難所を増設するとともに、「3密」回避のための対策を講じるなどの準備をしておくこと。

6、国に対して、不要不急の施策を精査し予算の組み換えを求めるとともに、消費税の 5% への引き下げを求めること。

以上